

大間原子力発電所の建設について慎重な対応を求める意見書

函館の対岸に位置する青森県大間町に、電源開発（株）が建設しようとしている「大間原子力発電所」は、国内最大級の138万3,000KWの出力で、燃料にウランとプルトニウムを混合したMOX（モックス）燃料を世界で初めて全炉心で使用するABWR型原発です。

事業主の電源開発（株）は、2006年9月に改訂された国の耐震指針をもとに、原子炉設置許可申請補正書を経済産業省原子力安全・保安院に提出しています。現在二次審査が行われており、早ければ、本年8月にも原子炉本体の着工、2012年には運転開始が予定されていますが、この大間原子力発電所には、その安全性をめぐって、以下の大きな問題点が指摘されています。

- 1 使用燃料がウランとプルトニウムを混合したMOX燃料をすべての炉心で使用する原子力発電所は、世界でも実用例がなく、どのような事故が起きるか十分に研究されていない。
- 2 建設予定地は、火山帯の上に位置している。
- 3 建設予定地付近に、100メートルクラスの東西断層が見つかっている。

また、活断層の調査が不十分であり、公表されているもの以外にも、見つかる可能性がある。

- 4 原子力発電所から出される温排水により、津軽海峡および太平洋沿岸への漁業被害が予想される。
- 5 原子力発電所が建設されることにより、函館市に水揚げされる海産物への風評被害が懸念される。
- 6 最短距離で18キロメートルしかない函館市との間には、いっさいの遮蔽物がなく、事故が起きた時には、放射能汚染による多大な被害を受ける可能性が高い。

こうした問題点に対する函館市民への十分な説明と理解・納得なしに、建設を進めることは将来にわたって禍根を残すことになりかねません。

よって、政府ならびに青森県は、函館市民および道南各市町住民の安心で安全な暮らしを守る視点から、次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

記

- 1 大間原子力発電所の建設について、函館市民への住民説明会等を開催すること。
- 2 大間原子力発電所の建設について、青森県のみならず、函館市を含む近隣自治体の十分な理解を得ることなしに拙速な着工をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年7月19日

函館市議会議長 阿 部 善 一